

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室
			担当職員 三宅
日 時	平成28年3月14日(月曜日)	開 議	午後 1 時 15 分
		閉 議	午後 4 時 03 分
出席委員	小島、○並河、齊藤、菱田、藤本、明田、湊 <西口議長>		
出席理事者	[まちづくり推進部]古林部長、橋本土木担当部長 [都市計画課]関口課長 [桂川・道路整備課]並河課長 [土木管理課]柴田課長 [上下水道部]大西部長、石田事業担当部長 [総務・経営課]西田課長、人見経理係長 [お客様サービス課]荻野課長、塩野事業担当課長 [水道課]畑事業・計画担当課長 [下水道課]阿久根課長		
出席事務局	三宅		
傍聴者	市民1名	報道関係者 名	議員 名()

会 議 の 概 要

13 : 15

- 1 開議（小島委員長あいさつ）
- 2 日程説明（事務局）
- 3 所管分付託議案審査（説明～質疑） 付託表その2

[上下水道部入室]

・上下水道部長あいさつ

（基本方針等）

市民生活に密着したライフラインとなる上下水道事業の安定的かつ継続的な供給、職員の経営意識を基本に知恵と工夫を凝らし、第4次総合計画との整合を図ることを基本方針としている。

上水道事業については、安全安心で良質な水を安定供給するため、三宅浄水場受変電設備、送水ポンプ等更新設備工事、老朽管耐震化工事等を実施する。公共下水道については、水質の保全と快適で住みよい地域社会を築くため、管路網整備や年谷浄化センターの高度処理、耐震化工事及び長寿命化工事等を実施する。

簡易水道事業については、第4次総合計画、水道ビジョンに基づき、上水道の統合に向けた施設整備を実施する。市内5つの簡易水道を統合することにより、安全で安定した上水道を供給することをめざしていく。

地域下水道事業については、公共下水道区域外の区域における公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、地域下水道施設の適切な管理、運営を行う。なお、一般会計からの繰入金については、28年度予算編成において一定の見直しにより減額し、基金からの繰り入れを増額して予算対応している。今後は収支状況を見直し中、中長期的に見直す中で、地域下水道の使用料の見直しをしなければならないと考え

ている。

また、以上 4 会計共通して、水道料金及び下水道使用料等の収納率向上と市民の利便性向上を図るため、口座振替申し込みの電子受付業務を今年 10 月から実施していく予定である。

13 : 20

・第 10 号議案 平成 28 年度亀岡市上水道事業会計予算

・総務・経営課長説明（歳出・歳入一括）

13 : 49

[質疑]

< 藤本委員 >

P 1、第 3 条の収益的収入及び支出に係り、水道事業収益と水道事業費用の差し引きでは利益がでる見込みであるが、市長の方針では一般会計からの繰り入れを抑制していく中、独立採算を維持していくため、今後、料金の値上げが必要となる状況となるのか、その見通しは。

< 上下水道部長 >

収益的収支では経常利益がでる予算となっているが、これは過去に料金改定を行った効果が表れているものである。上水道事業会計では、一般会計からの繰り入れが何項目かあるが、消火栓等のルール分のみであり、経営面に関する補助的な繰り入れはない。独立採算で経営している。

< 藤本委員 >

P 2、第 4 条の資本的収入及び支出に係り、資本的収入は昨年度より約 30 % 減額しているが、その原因は。

< 総務・経営課長 >

受変電・送水ポンプ等の施設設備において、起債の対象とならない経費が多く、充当できる財源が減ったことによる。その差については、償却等で積み立てた内部留保資金を充てて施設整備を行いたいと考えている。

< 藤本委員 >

スタジアム建設に伴う三宅浄水場の水源への影響は実際にあるのか。

< 上下水道部長 >

注視して工事を行うこととしており、以前の調査結果においても、完全にとは言えないが、その影響はないとされている。工事を行う際には常にモニタリングをして市民に安全な水を供給していきたい。

< 菱田委員 >

同じく第 4 条に係り、P 42、施設改良費の工事請負費の事業内容は。

< 水道課事業・計画担当課長 >

三宅浄水場の受変電設備、送水ポンプ等の更新工事については、以前、平成 11 年度に受電設備を更新し、15 年の耐用年数を経過しているので、今回更新しようとするものであり、送水ポンプ・モーター等については、現在 6 台設置しているが、うち 2 台は昭和 42 年に設置し、ほか 4 台は昭和 45 年に設置し既に耐用年数を過ぎて老朽化しているので、動力の見直しを行う中で今回更新しようとするものである。また、老朽管の耐震化工事については、特に宮前町神前において事故が起きていることから、優先的に更新するほか、昭和 42 年前後に布設した管路の更新を行う計画を立てている。その他、千代川町の湯井配水池の老朽部分の修繕等も合わせて行うものである。

< 藤本委員 >

老朽管の布設替えの見通しは。料金改定を行わなくても財政上可能なのか。

< 水道課事業・計画担当課長 >

老朽管の更新は今後の水道事業に大きなウェートがかかってくるものであり、多くの管路において、40年の耐用年数を経過する。平成27年度、配水管の更新計画を立てており、これまで延命化を図ってきたもの等を分析し、優先度をつけて、財政状況を勘案しながら長期的に取り組んでいきたいと考えており、受益者に大きな負担がかからないよう努めていきたい。

< 明田委員 >

P33、原水及び浄水費の委託料に係り、水質試験委託料の予算額の増減及び内容は。

< 水道課事業・計画担当課長 >

予算は従来どおりの額を計上している。水道法に定められている検査項目を実施するものであり、毎日検査、毎月検査などは独自に実施することができるが、浄水では51項目、原水では40項目に及ぶ検査を実施しなければならない。相当の機器が必要となることから、指定された施設へ委託している。

< 明田委員 >

その水質検査は何箇所で行っているのか。

< 上下水道部長 >

資料「亀岡市の水道」にその一覧が掲載されているので参照願いたい。(了)

< 並河副委員長 >

P1、主要建設改良事業の上水道事業変更認可設計業務委託の内容は。

< 水道課事業・計画担当課長 >

現在の第5次拡張事業については、平成5年3月に認可されたものであり、その時点の第2次亀岡市総合計画に基づく計画給水人口となっているが、人口の伸びが鈍化し、事業規模の縮小等を行ってきたところである。今回の人口フレームに基づき、新たな人口規模で認可を取り直し、条例も改正していきたいと考えている。また、簡易水道の統合も行われるので、それも踏まえて整理していこうとするものである。

< 並河副委員長 >

今回の当初予算に大規模スポーツ施設関連の計上はないか。

< 上下水道部長 >

当該予算には計上していない。

～ 14 : 03

・ 第11号議案 平成28年度亀岡市下水道事業会計予算

・ 総務・経営課長説明(歳出・歳入一括)

14 : 25

[質疑]

< 齊藤委員 >

P8、投資活動によるキャッシュ・フローはマイナスが出ているが、どのような運用としているのか。

< 総務・経営課長 >

指摘の箇所については過去に投資をした借金の返済の資金繰り等である。

< 明田委員 >

P33、処理場費の委託料の汚泥運搬業務に係り、処分先はどこか。また業者は決

まっているのか。

< 下水道課長 >

現在、リスク分散のため3箇所の処分場に運搬している。京都府の環境保全公社、三重県の民間の肥料化施設、また、南丹市の株式会社カンポでの焼却処分である。運搬業者については、これから契約行為を行うところであり、まだ決まっていないが、最大限市内業者を活用していきたい。

< 齊藤委員 >

年谷浄化センターの設備更新等は、キャッシュ・フローの投資活動に影響するのか。

< 総務・経営課長 >

年谷浄化センター改築工事に関しては、大変大きな事業費で事業を進めているが、そのほとんどが国庫補助対象事業であり、2分の1又は100分の55の補助金を充てている。その他は企業債を充てているが、交付税で2分の1が返ってくる優良な企業債であり、その中で将来にわたって負担が大きくならないよう、平準化しながら資金繰りをしているところである。

< 並河副委員長 >

P40、水洗便所改造資金融資預託金の65万円の計上に係り、これは借りることのできる金額を計上しているのか。

< 下水道課長 >

1件当たり最大で借りられる金額を計上している。現在まで19年以上利用のない状況であり、最低限分を計上している。

< 並河副委員長 >

希望者が増えた場合には受け入れられるのか。

< 下水道課長 >

要件を満たしていれば対応は可能であり、現在でも金融機関に預託している分が合計で350万円あり、対応できるものと考えている。

< 並河副委員長 >

今回の当初予算に大規模スポーツ施設関連の計上はないか。

< 上下水道部長 >

当該予算には計上していない。

< 菱田委員 >

P7、第7条で一時借入金の限度額を設定されているが、ここ数年間で一時借りをされた経過等はあるか。

< 総務・経営課長 >

年度途中で資金不足が生じる場合は、一定の期間だけ上水道事業会計から一時借りを行うことはある。大体3億円から5億円、2カ月程度の資金繰りとしており、大きな支払いがある時、起債の償還が大きい時などに行っており、一時的に収入は下がるが使用料で補填できる。限度額は15億円と見込んでいるが、実際はその程度である。

～ 14 : 35

・ 第3号議案 平成28年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算

・ 水道課事業・計画担当課長説明（歳出・歳入一括）

[質疑]

< 明田委員 >

簡易水道事業においても水質検査は、上水道と同様に行っているのか。

< 水道課事業・計画担当課長 >

水道法に基づき、同様に検査を行っている。

< 並河副委員長 >

上水道事業への統合に係り、料金の上がる地域における手当ての考えは。

< 水道課事業・計画担当課長 >

料金の上がる場所は保津簡易水道で、川東簡易水道でも若干上がるが、これまで地元の簡易水道運営委員会や自治会とも調整を図ってきている。保津簡易水道では平均で1.4倍ほど料金が値上がりするので、5年間で段階的に上水道の料金に移行していくことで了解をもらっており、その方向で事務を進めている。

14 : 45

・第5号議案 平成28年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

・下水道課長説明（歳出・歳入一括）

[質疑] なし

14 : 50

・第55号議案 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・下水道課長説明（歳出・歳入一括）

14 : 53

[質疑]

< 並河副委員長 >

具体的に受益者負担金の金額はどのようになるのか。

< 下水道課長 >

金額については、負担金条例で定めている金額を用いる。特別使用許可等に関する事項を加えただけで、金額の変更はない。

[上下水道部退室]

~ 14 : 55

[休憩]

15 : 05 ~

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

・第54号議案 亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例の制定について

・桂川・道路整備課長説明

15 : 11

[質疑]

< 菱田委員 >

京都府において分担金を求める根拠は。

< 桂川・道路整備課長 >

地方財政法第27条に基づき、市町村に負担を求めることができるとされている。京都府が施行する事業において、市町村に負担を求める割合を内規で定めっていると

いうところである。

< 並河副委員長 >

第 5 条で、「特別な事情があると認めるときには、分担金の徴収を猶予し」とあるが、どのようなケースが該当するのか。

< 桂川・道路整備課長 >

市税や下水道の受益者負担金等を求める場合と同様、生活保護や災害で大きな被害を受けられた場合等を特別な事情として考えており、既にある条例に準じて対応したい。

< 藤本委員 >

市内において対象となる箇所はどの程度あるのか。

< 桂川・道路整備課長 >

地域防災計画において急傾斜地と位置付けられている箇所は 1 8 0 箇所ある。急傾斜地の定義としては、傾斜角度が 3 0 % 以上、高さが 5 m 以上等の要件がある。

< 藤本委員 >

前の亀岡幼稚園のあった場所も対象となっているのか。

< 桂川・道路整備課長 >

対象となっている。国等の補助を受けようとする場合、さらに崩壊危険区域の指定を京都府が行う必要があるが、既にあの場所は本市で唯一その指定を受けた場所である。

< 齊藤委員 >

対象となる 1 8 0 箇所全てを実施するのは困難であるが、地元地域が希望する場合には、実施するということか。

< 桂川・道路整備課長 >

それが基本的な要件である。ただし府内には危険箇所が多くあるので、その危険度、守るべき施設、特に避難施設等の優先順位や財政状況等を考慮して事業化を決定されることになるだろう。

～ 1 5 : 1 5

・ 第 58 号議案 市道路線の認定及び廃止について

・ 土木管理課長説明

[質疑] なし

～ 1 5 : 2 0

[まちづくり推進部退室]

[自由討議] なし

4 討論～採決

[討論] なし

[採決]

第 3 号議案 平成 28 年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算

可決・全員

第 5 号議案 平成 28 年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

可決・全員

第 10 号議案 平成 28 年度亀岡市上水道事業会計予算

可決・多数（反対：並河副委員長）

第 11 号議案 平成 28 年度亀岡市下水道事業会計予算

可決・多数（反対：並河副委員長）

第 54 号議案 亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例の制定について

可決・全員

第 55 号議案 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

第 58 号議案 市道路線の認定及び廃止について

可決・全員

[指摘要望事項] なし

< 小島委員長 >

委員長報告の作成については、正副委員長に一任願う。（了）

5 審議会委員等の推薦

（ 1 ）亀岡市防災会議委員（ H28 . 6 . 1 から 2 年間 ）

[事務局説明]

< 小島委員長 >

申し合せのとおり、委員長を選出することでどうか。（了）

< 小島委員長 >

それでは、委員長を推薦することとする。

6 その他

（ 1 ）議会だよりの掲載について

[事務局説明]

< 小島委員長 >

当委員会の審査内容から、掲載すべき事項について意見はないか。

< 齊藤委員 >

急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例については掲載すべきと考える。

< 事務局 >

請願審査についての掲載も確認願いたい。

< 小島委員長 >

急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例を掲載し、請願審査に関しても掲載することとしたいと考える。

< 明田委員 >

28年度から29年度にかけて実施する予定の年谷浄化センターの改築工事についても掲載してはどうか。

< 小島委員長 >

以上の意見を踏まえ、掲載事項のまとめについては正副委員長に一任いただき、次回委員会で確認願いたい。(了)

(2) 議会報告会の意見対応について

[委員長から別紙資料に基づき、項目ごとに意見・要望等の概要及び当日回答内容を報告、対応を分類]

[結果]

- ・馬路2：参考
- ・東部10：参考
- ・西別院2・6・8・9：参考
- ・西別院7：報告
- ・河原林2・4・5：参考
- ・河原林3：調査
- ・稗田野4：参考
- ・西つつじヶ丘2：参考

< 小島委員長 >

西別院会場に関しては、全体的に意見対応に関して回答を求められていた。西別院7の小規模災害復旧に関しては、西別院町における状況も鑑み、議会から独自制度の創設を要望し、制度化されたことの経緯を報告会終了後に説明した。

< 齊藤委員 >

激甚災害であっても、傾斜地等において農地の面積が少なく要件に合わないケースについてのことである。

< 事務局 >

西別院7・河原林3について、どのように対応すべきか協議願いたい。

< 湊委員 >

まずは委員長から執行部に意見があったことを伝え現状を確認し、次回の委員会で報告してもらいたい。

< 小島委員長 >

委員長において現状を確認しておく。

(3) 行政視察について

< 事務局 >

前回の協議結果に基づき、北九州市のスタジアム関連事業、糸島市の「農力を育む基本条例」に基づく施策展開・効果、福山市の自転車の利用促進・対策及びレンタサイクルの3市の視察項目を候補として、受け入れ依頼を行う方向である。

< 小島委員長 >

以上の項目で調整を行いたい。他に意見は。

< 齊藤委員 >

先日、「儲かる商店街」として、北九州市の枝光商店街の取り組みで、高齢者に向けた格安巡回乗合タクシーの事例がテレビで紹介されていた。商店街活性化の参考事例となる。

< 小島委員長 >

その項目も含めて調整する。正副委員長に一任願いたい。(了)

(4) 月例開催について

< 事務局 >

日程については前回の協議において、4月19日(火)午前10時からと決定された。案件に関して、行政視察の事前調査のほか、平成28年度における簡易水道事業の上水道事業への統合に関して、上下水道部から改めて行政報告の申し出を聞いている。

< 小島委員長 >

行政報告を受けたいと思うがどうか。(了)

< 藤本委員 >

先程の議会報告会の意見対応に関しても調査してはどうか。

< 小島委員長 >

それも合わせて調整したい。

< 事務局 >

議会報告会で意見のあった箇所について現地調査を実施するのか、例えば市道認定における農道と市道との交差点の安全対策等について施策の概要説明を受けるのか、調査の内容について協議願いたい。

< 菱田委員 >

まず委員長において自治会長、担当課にそれぞれどのような状況か聞いてもらってはどうか。

< 小島委員長 >

どのように対応すればよいか考えたいので、正副委員長に一任願いたい。次回の委員会において報告する。(了)

~ 散会 16 : 03